

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコク事務所での業務について

会員・ジェトロバンコク事務所知的財産部 金森 晃宏



要 約

2014 年度より日本弁理士会からジェトロに弁理士を派遣する運びとなり、ジェトロ東京本部で 2014 年 4 月から半年間研修を受けた後、同年 10 月よりタイにあるジェトロバンコク事務所にて在籍しています。ジェトロバンコク事務所では、様々な業務を行っており、調査事業や情報収集・発信事業、セミナー開催等のイベント事業、国際協力事業といった活動の他、東南アジア地域における横断的な日系企業の知財活動を支援する東南アジア知財ネットワーク(SEAIPJ)事務局としても活動しています。本稿では、こうしたジェトロバンコク事務所知的財産部における業務のうち、昨年 10 月からの約半年の間に私が携わった業務を中心に紹介します。

目次

1. はじめに
2. 各種ジェトロ事業について
 - (1) 調査事業
 - (2) 情報収集・発信事業
 - (3) セミナー開催等のイベント事業や国際協力事業
3. SEAIPJ 事務局としての活動
 - (1) SEAIPJ について
 - (2) 活動内容
4. その他
 - (1) アセアン知財課題整理表及び工程表
 - (2) 日本以外の先進国との関係
 - (3) 各種イベントへの参加
 - (4) 相談対応
5. おわりに

1. はじめに

政府の発表した「知的財産推進計画 2013」を受け、アジア新興国における日系企業の知的財産の保護や、知的財産を活用したビジネス展開を支援するため、2014 年度より日本弁理士会から独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）に弁理士を派遣する運びとなりました。その後、弁理士会での公募にて選任していただき、ジェトロ東京本部で 4 月から半年間研修を受けた後、昨年 10 月よりタイにあるジェトロバンコク事務所にて在籍しています。

ジェトロは、世界 57 か国に 76 の海外事務所を有する独立行政法人であり（2015 年 4 月現在）、主に日系企業の海外進出支援や国際協力、各国政府との関係構築

等を目的とした組織です。ジェトロバンコク事務所は東南アジア地域の統括センターと位置付けられており、その中でも知的財産部は、アセアン各国における知財制度に関する調査や情報発信の他、日本国特許庁（JPO）の駐在員事務所として各国知財庁等の知財関連機関との連絡調整・各種協力を行っています。また、同知的財産部では、東南アジア知財ネットワーク（SEAIPJ）という東南アジア地域における横断的な日系企業の知財活動を支援する団体の事務局を務めており、現地における日系企業の支援を行っています。

また、同知的財産部は、特許庁から出向されている元審査官・審判官の高田元樹部長（写真中央）、日本国弁理士の澤井容子知財専門家（写真左から 2 番目）、ナショナルスタッフの Ms. Nantanatnida Ingkakul（写真右）、大学生でアルバイトの Ms. Mathurin Limhassanaikul（写真左）に私（写真右から 2 番目）を加えた 5 人体制となっており、役割分担しつつ上記各



ジェトロバンコク事務所知的財産部のメンバー

業務を行っています。本稿では、ジェトロバンコク事務所知的財産部（以下、ジェトロバンコク）における業務のうち、昨年10月からの約半年の間に私が携わった業務を中心に紹介します。

2. 各種ジェトロ事業について

ジェトロバンコクでは、様々な事業を行っています。本章では他の多くの海外事務所も行っている基本的なジェトロの事業について、(1)調査事業、(2)情報収集・発信事業、(3)セミナー開催等のイベント事業や国際協力事業に項目を分けて説明します。

(1) 調査事業

昨年度実施した調査としては、アセアン主要国における日本の地名等の商標登録実態調査、アセアン主要国における知財関連公報データベースに関する調査、アセアン各国の法律事務所調査、アセアン各国における知的財産及び関連する法令の調査、タイの模倣品流通実態調査等を行いました。これらの調査結果のうち、商標登録実態調査と知財関連公報データベース（公報検索マニュアル）については、ジェトロのウェブサイト（<http://www.jetro.go.jp/>）で既に公開しており、その他の調査結果についても順次公開していく予定です。

こうした調査は、ジェトロバンコクが現地の知財情勢や日系企業のニーズ等を踏まえて調査テーマを決定し、基本的に現地の法律事務所や特許事務所等に委託して行っています。

例えば、アセアン主要国における日本の地名等の商標登録実態調査では、近年中国において日本の地名等が第三者により商標登録されている事例が多発していることを踏まえ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ及びベトナムで同様の事例が発生しているかについて調査を行いました。具体的には、上記アセアンの主要6か国において、①都道府県名等の商標登録がなされているか、②過去5年間に日本の地名等の商標登録に関する報道がなされているか、③日本の地名等が商標出願又は商標登録された際の対応策、の3つの観点について調査を行っており、ウェブサイトで公開している報告書には、国ごとに①～③の事項が記載されています。

(2) 情報収集・発信事業

ジェトロバンコクでは、東南アジアにおける知財関連のニュースを収集し、メールマガジンにて希望者に配信しています。具体的には、海外のビジネス情報データベースサイトから東南アジアにおける知財関連の英文ニュースを収集し、和文抄訳を作成して毎週配信しています。メールマガジンの配信は、次のURLから誰でも登録することができます（<https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/input.htm?jsessionid=2FFC425C41DE831A081DAD2F486B5941>）。

また、ジェトロバンコクでは、現地の法律事務所や特許事務所等に委託して、アセアン域内における知的財産に関する情報を収集しています。この事業では、一般のビジネス情報サイトでニュースになりにくい知財情報の収集を目的としています。すなわち、①知財に関する法令の新設及び改正、並びにこれらの施行等に関する情報及びパブリックコメント等の募集、②知財に関する判決、裁判例、審決、異議申立の決定等に関する情報、③知財に関する団体、委員会等の設立や動向に関する情報等です。このようにして集めた情報の中から、有用と思われるトピックや判例情報については、ジェトロのウェブサイトにおいて公開しています。

(3) セミナー開催等のイベント事業や国際協力事業

ジェトロバンコクでは、JPOやアセアン各国の知財庁等の知財関連機関と共同でセミナー等のイベントを開催しています。こうしたイベントに関しては、受講者の知識・スキル向上や意識向上といった側面以外に、日本のアセアン各国に対する支援・協力という側面もあります。アセアン各国では、知財制度に関する様々な問題を抱えており、例えば審査遅延や知財の人材不足等が挙げられます。そこで、JPOが主体となって様々な協力を行い、アセアン各国に日本のシステムを紹介することにより、各国の知財制度・実務が日系企業にとってよりユーザーフレンドリーなもの（日本式の審査システムの採用等）となるよう働きかけを行っています。

例えば、昨年11月には、タイの中央知的財産及び国際取引裁判所（CIPITC）の設立17周年記念シンポジウムを共催しました。同シンポジウムでは、JPOからも講師を招き、日本における知的財産に対する取り組み等を紹介しました。ここで、タイでは特に特許審査

期間の長期化が課題となっている一方、JPO では様々な取り組みにより特許審査期間を大幅に短縮化した経験を有しています。そこで、このシンポジウムの機会を利用して JPO 職員とタイ知的財産局（DIP）職員とが意見交換を行う場をセッティングし、JPO での審査官育成スキーム等を DIP に紹介しました。この件については、別途、高田元樹部長により、DIP 職員に対して審査官育成やマネジメントに関する説明会を行う等のフォローアップも行いました。

また、今年 1 月には、ベトナム国家知的財産庁（NOIP）及び JPO と共催で商標に関する日越官民知財セミナーを行いました。このセミナーにも、JPO から講師を招いて、日本の商標制度を紹介しました。また、この機会を利用して、JPO 職員と NOIP 職員とが意見交換を行う場をセッティングし、両国の関係強化を図りました。



CIPITC シンポジウムの様子



日越官民知財セミナーの様子

このほか、今年 3 月には、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムの知財庁職員をバンコクに招聘し、特許審査ハイウェイ（PPH）を始めとする特許審査ワークシェアリングに関するワークショップを開催する等、アセアン各国での早期権利化に実現に向けた働きかけも行っています。

上記のようなセミナー開催とは別に、JPO の職員がアセアン各国の知財庁に訪問し、二国間の協力事業や MOC 締結等に向けて会談や意見交換を行うことがあります。ジェトロバンコクでは、こうした会談の日程・内容等について調整を行い、当日は JPO の職員に同行し各種サポートを行います。

さらに、JPO 職員の出張への同行や上記セミナー開催等によりタイ国外に行く際は、スケジュールを上手く調整して現地法律事務所や特許事務所を訪問し、当該国での知財制度等について意見交換を行い、関係強化を図っています。

3. SEAIPJ 事務局としての活動

（1）SEAIPJ について

これまでも東南アジアの主要国において、日系企業の知財担当者を主要メンバーとするグループ（IPG）がありましたが、SEAIPJ は東南アジア地域における横断的な日系企業の知財活動を支援する場として、2012 年 3 月 1 日に発足しました。SEAIPJ では、2014 年度より日系企業の注目が高いインドネシア、タイ、ベトナムにそれぞれワーキンググループ（WG）を発足し、情報共有や定例会の開催のほか、国ごとの事情に応じた現地当局への要請等を行っています。こうした活動の成果は、中間会合や総会を通じてメンバー全員で共有しています。なお、東南アジアに進出している企業で知財を担当される方は、原則として誰でも参加できます。参加ご希望の方は、次の URL をご参照ください（<http://www.jetro.go.jp/world/asia/ip/SEAIPJ/>）。



SEAIPJ ロゴマーク

（2）活動内容

各 WG において様々な活動を行っていますが、タイに駐在している関係上、主にタイ WG に参加している

ため、同 WG の活動を中心に説明します。

①定例会

タイ WG では、毎月 1 回、メンバーの方々にジェトロバンコク事務所に集まっていただき、定例会を開いています。定例会では、WG の活動方針や次に紹介するような技術説明会や知財官民対話等のイベントについて話し合いを行います。

②技術説明会

タイでは、特許審査期間の長期化の課題がアセアンの中でも顕著なものとなっています。DIP に対し審査期間の課題に対するヒアリングを行った結果、審査官の能力向上のために日系企業による技術説明会を審査官に向けて実施してほしいという要請があり、これを受けて、タイ WG のメンバーになっている日系企業の協力により技術説明会が実現しました。昨年 12 月 17、18 日には、トヨタ、ホンダによりハイブリッド自動車の技術について説明会を実施し、今年 2 月 3 日には、味の素によりバイオ技術について説明会を実施しました。これらの技術説明会はいずれも好評で、審査官からは継続してほしいとの要望もあり、今年度も引き続き実施する予定です。

③知財官民対話

タイでは、知財関連機関（DIP、税関、経済警察、特別捜査機関、検察等）と海外の知財関連団体とが対話を行う知財官民対話が年 1、2 回開催されており、現在はタイ WG が日本側の代表として参加しています。昨年は 12 月 16 日に開催され、同対話では、タイの法制度不備等の課題をタイ知財関連機関の代表者に伝え、その改善を要請しました。



技術説明会の様子



官民知財対話の様子

また、タイ WG 以外の活動として、ベトナム WG では、1、2 か月に 1 回程度定例会を開催しており、目的ごとに 4 つのサブグループ SG（知財保護情報収集（権利化）、知財保護情報収集（権利行使）、模倣品対策、データベース）に分かれて活動しています。また、インドネシア WG では、適時会合を開いており、SEAIPJ メンバーに対して行ったアンケート等を基にインドネシアにおける知財に関する課題を抽出し、インドネシア知的財産権総局（DGIPR）を訪問してヒアリングを行う等の活動をしています。

今年 3 月 11 日の総会では、東京、シンガポール、バンコクの 3 拠点をテレビ会議で接続し、各 WG の活動実績と今後の予定等について話し合いを行い、メンバー間で情報共有を図りました。今年度も WG 間の連携を強化しつつ、WG における活動を継続する予定です。

4. その他

（1）アセアン知財課題整理表及び工程表

現在、アセアン地域には多くの日系企業が進出しており、各種団体が各国政府機関に働きかけを行っていますが、別々の団体が同じ課題を同じ機関に対して別々に要請する等の事態が生じています。そこで、ジェトロバンコクでは、アセアン地域における知財課題を取りまとめるとともに、我が国の政府機関や民間団体の活動予定を共有し、効率的な働きかけができるようになることを目指して活動を行っています。昨年 9 月には、ジェトロ東京本部に、我が国の知財関連の政府機関や民間団体の方々に集まっていただき、①特許関係及び営業秘密・ノウハウ関係、②情報・システム関係、③意匠関係、④商標関係、⑤著作権関係の各セッションに分かれ、それぞれ課題や現状について話し合う会議を行いました。

（２） 日本以外の先進国との関係

アセアン各国には、日本以外にも世界中の知財担当官が駐在しており、主だったところではアメリカ合衆国特許商標庁（USPTO）や欧州連合（EU）、英国知的財産庁（UKIPO）からの駐在員がいます。また、世界知的所有権機関（WIPO）はシンガポールに地域事務所を設けて職員を配置しています。こうした他の先進国もアセアン各国への国際協力を通じて自国の企業にとってユーザーフレンドリーな知財制度・実務の導入を促すべく働きかけを行っています。ジェトロバンコクでは、こうした他国の駐在員とも連絡を取り合い、協力関係を築いた上で日本の存在感をアセアン各国にアピールできるよう活動しています。

（３） 各種イベントへの参加

昨年 12 月 1 日には、ジェトロハノイ事務所がホーチミン事務所と連携して、ベトナム税関総局密輸防止局と水際取締りにおける知的財産権保護強化に向けて協力同意書（MOC）を締結し、その際に調印式や記念セミナーが開催されました。また、今年 2 月には、タイ企業の知財の取り組み等を紹介する IP Fair2015 というイベントがバンコクの展示場で開催されました。こうしたイベントには、世界各国の知財関連機関の職員や弁護士・弁理士等も多く出席するため、直接会って話をする事ができ、関係強化や情報収集に役立ちます。



MOC 調印式の様子



IP Fair 開会式の様子

（４） 相談対応

バンコク事務所には、日系企業及び民間団体の知財担当者や教育機関の方、弁護士・弁理士等がアセアンの知財情勢等について、ブリーフィングを受けたり意見交換を行ったりするために来訪されます。また、メールでも各国の知財制度等について質問がきます。こうした相談や質問の内容の中には、まだアセアンでは不明なことであったり、実務上の詳細な問題であったりすることもあるため、回答が難しい場合もありますが、できる限り要望に応えられるよう努めています。

５．おわりに

今回のジェトロバンコクへの派遣は、来年 3 月末までと期間が決まっており、残り 1 年を切っていますが、できるだけ多くのことを学び、成果を弁理士会へ還元できるよう、日々活動していきたいと思っています。

なお、本稿では私が主に携わった業務を中心に記載しているため、ジェトロバンコク事務所知的財産部における業務をすべて記載できているわけではなく、また業務内容に偏りがある点、ご了承ください。最後に本稿の執筆にあたりご助言いただいた高田元樹部長に感謝申し上げます。

（原稿受領 2015. 4. 20）